

令和5年度 大分県教育委員会免許法認定講習実施要項

1 講習の名称及び目的

本講習は、令和5年度大分県教育委員会免許法認定講習と称し、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の規定に基づき、教育職員免許状を取得しようとする者に必要な単位を修得させるとともに、現職教員の資質の向上を図ることを目的とする。

2 主催

大分県教育委員会

3 開設科目及び実施期間

別紙「令和5年度大分県教育委員会免許法認定講習開設科目一覧」のとおり

4 受講対象者

- (1) 小学校教諭1種免許状取得希望者（免許法別表第3による取得希望者）
 - ・小学校教諭2種免許状を所有し、小学校（特別支援学校小学部を含む。）及び義務教育学校に勤務している教員（公立学校に勤務している場合に限り、臨時講師及び非常勤講師を含む。）
- (2) 中学校教諭1種免許状取得希望者（免許法別表第3による取得希望者）
 - ・中学校教諭2種免許状を所有し、中学校（特別支援学校中学部を含む。）、義務教育学校及び中等教育学校前期課程に勤務している教員（公立学校に勤務している場合に限り、臨時講師及び非常勤講師を含む。）
- (3) 高等学校教諭1種免許状取得希望者（免許法別表第3による取得希望者）
 - ・高等学校（特別支援学校高等部を含む。）及び中等教育学校後期課程に勤務している臨時講師（助教諭を含む。）、非常勤講師及び実習助手（※）
※免許法附則第9項による免許状取得を希望する実習助手も含む。
- (4) 幼稚園教諭1種免許状取得希望者（免許法別表第3による取得希望者）
 - ・幼稚園教諭2種免許状を所有し、幼稚園等（特別支援学校幼稚部及び幼稚園型認定こども園を含む。）及び幼保連携型認定こども園に勤務している教員（現に幼稚園等及び幼保連携型認定こども園に勤務している場合に限り、臨時講師及び非常勤講師を含む。）
- (5) 養護教諭1種免許状取得希望者（免許法別表第6による取得希望者）
 - ・養護教諭2種免許状を所有し、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務している養護教員（公立学校に勤務している場合に限り、臨時講師及び非常勤講師を含む。）
- (6) 栄養教諭1種免許状取得希望者（免許法別表第6の2による取得希望者）
 - ・栄養教諭2種免許状を所有し、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務している栄養教諭
- (7) 特別支援学校教諭2種免許状取得希望者（免許法別表第7による取得希望者）
 - ・幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の普通免許状を所有し、当該免許状により各相当の学校又は特別支援学校の各相当の部に勤務している教員（公立学校に勤務している場合に限り、臨時講師及び非常勤講師を含む。）
- (8) 免許法別表第8による隣接校種免許状取得希望者
 - ・現職の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教員（公立学校に勤務している場合に限り、臨時講師及び非常勤講師を含む。）
- (9) 幼稚園免許特例（免許法附則第18項）による幼稚園教諭1種又は2種免許状取得希望者
 - ・大分県内にある幼保連携型認定こども園及び保育所等（保育所型認定こども園を含む。）において、幼稚園教諭免許状を所有せず、保育士資格のみで勤務している現職の保育教諭及び保育士に限る（県外の幼保連携型認定こども園及び保育所等で勤務する者の申込みは

不可)。本年度幼稚園特例による免許取得に使用できる単位として該当する科目は「F」となる。

※ 現在、幼保連携型認定こども園に勤務し、既に幼稚園教諭2種免許状を所有している場合で、保育教諭としての勤務経験により幼稚園教諭1種免許状の取得を希望する者は、上記(4)による受講が可能

5 指導大学

国立大学法人 大分大学

6 時間割

講座により時間割が異なる。別途受講許可者に通知するが2日型又は3日型の時間割となる。

(1) 2日型(4限×2日)

第1時限	第2時限	昼休み	第3時限	第4時限
9:00～10:30	10:40～12:10	12:10～13:00	13:00～14:30	14:40～16:10

(2) 3日型(3限×2日+3日目2時限まで)

第1時限	昼休み	第2時限	第3時限
10:00～11:30	11:30～13:00	13:00～14:30	14:40～16:10

(3) 3日型(4限×3日)

第1時限	第2時限	昼休み	第3時限	第4時限
9:00～10:30	10:40～12:10	12:10～13:00	13:00～14:30	14:40～16:10

- ・上記(1)及び(2)のいずれも1コマ90分、計8コマで1単位分
- ・(3)については1コマ90分、計12コマで1単位分

7 会場

- (1) 大分県教育センター(大分市大字旦野原847番地の2)
- (2) 国立大学法人大分大学(大分市大字旦野原700番地)

8 単位

授業時数の5分の4以上出席し、成績審査に合格した者に1単位分の「単位修得認定書」を交付する。

9 経費

受講料は徴収しない。ただし、テキスト代等の講習に要する経費は受講者負担とする(テキスト等が必要な講座については別紙1参照)。

10 受講手続及び受講許可

(1) 申込み方法

ア 受講希望者は、別紙「受講申込書」及び「受講可否通知書」(取得希望免許種別様式)に必要事項を全て記入し、140円切手を貼付した返信用封筒(角形2号)を同封(受講可否通知返送用となるので忘れないよう注意すること。)の上、下記宛先まで郵送により申し込むこと(所屬長の職印を必ず押印すること。また、記入漏れの無いよう十分確認すること。)

なお、県内に勤務する教員のうち、いわゆる「12年指定」を受けた者は、その決定通知書の写しを添付すること。

イ 申込書を郵送する際には、封筒の表に「認定講習申込書在中」と朱書きすること。

また、返信用封筒(角形2号)には、郵便番号、住所及び氏名を記入(氏名には「様」をあらかじめ記入)し、同封すること。

(2) 留意事項

ア 講習期間が重複する複数の講座を受講することはできない(受講申込書参照)。

イ 例年、受講申込書の記入漏れや、受講可否通知書及び返信用封筒(角形2号)の同封漏れが多数見受けられるので、注意すること。

(3) 申込み・問合せ先

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 大分県教育庁教育人事課採用試験・免許班 TEL: 097-506-5516
--

(4) 提出期限

令和5年6月28日(水)(当日消印有効)

(5) 受講可否通知書の送付

7月中旬に本人宛て郵送する。

(6) 定員超過の場合の取扱い

各講座とも申込者が定員を超過した場合は、次の基準(ア～エの順で適用)を優先する。

ア 大分県内の学校等に勤務する者

イ 対象となる免許状に対応する学校等に勤務する者(例:特別支援学校2種の講座→特別支援学校勤務者)

ウ 今までに修得している単位が多い者

エ 採用年度の早い者

11 その他

(1) 郵送以外の申込みは受付けない。

(2) 会場、日程及び時間割については、都合により変更することがあるので注意すること。

※なお、変更等が生じる場合は、大分県教育委員会のホームページで周知するとともに、必要に応じて受講者へ連絡する。

(3) 宿泊等が必要な場合は各自で手配すること。

(4) その他、受講に当たっての留意事項等は受講許可者に通知する。

(5) 特別支援学校教諭2種免許状の取得については別紙2参照のこと。

(6) 受講に必要なもの(テキスト等)については必ず持参し、講習を受けること。

※受講に必要なものを持参していない場合は、受講を不可とする場合がある。